

第2章 関係機関との連携

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国及び県の対策本部等との連携

(1) 国及び県の対策本部との連携

市は、県対策本部及び県を通じ国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国及び県の現地対策本部との連携

市は、国及び県の現地対策本部が設置された場合、職員を派遣することなどにより、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国及び県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜、情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3) 合同対策協議会の開催

市は、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合、当協議会に参加し、国、県、他の市町、指定地方公共機関等と国民保護措置に関する情報を交換し、相互に協力するものとする。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長への措置要請等

(1) 知事等への措置要請（法16）

市は、市域における保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め（法16V）

市は、市域における保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3 指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関への措置要請（法21Ⅲ）

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等ができる限り明らかにする。

特に、以下の事業者に対しては、当該留意事項を踏まえて要請を行う。

① 日本赤十字社

市が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等、日本赤十字社が実施する保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

② 運送事業者

運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し避難住民又は緊急物資の運送を求めようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

③ 医療事業者

医療事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し医療活動を要請する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

(2) 関係機関に対する協力要請

市は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき、関係機関に対し協力を要請する。

4 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (法20)

(1) 市長は、保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）の要請を行うよう求める。

(2) 市長は、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、市域に係る保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項について、自衛隊兵庫地方協力本部長又は陸上自衛隊姫路駐屯地第3特科隊長を通じ防衛大臣に連絡する。この場合において、市長は、知事に対して、できるだけ速やかに当該連絡をした旨を通知する。

(3) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動〔内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）〕により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

【想定される自衛隊の保護措置の内容】

- 1 避難住民の誘導
誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等
- 2 避難住民等の救援
食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等
- 3 武力攻撃災害への対処
被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC 攻撃による汚染への対処等
- 4 武力攻撃災害の応急の復旧
危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等

5 県、他の市町に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町への応援の要求 (法17)

- ① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求 (法18)

市は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合において、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の委託 (法19)

- ① 市が、保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法
 - ウ その他事務の委託に関し必要な事項
- ② 市は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合には、上記事項を公示するとともに、知事に届け出る。
- ③ 事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 (法 151・152)

(1) 指定行政機関及び指定地方行政機関等の職員の派遣要請等

① 職員の派遣要請

市長は、保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、県を経由して当該機関の職員の派遣要請を行う。

ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合には、直接要請を行う。

② 職員派遣のあっせんの求め

市長は、職員の派遣を要請しようとした場合に、要請が受け入れられない場合や、派遣について適任者がいないときに、知事に対し、職員の派遣についてあっせんを求める。

(2) 県職員の派遣要請

市長は、保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し県職員の派遣を要請する。

(3) 他の市町職員の派遣要請等

市長は、保護措置の実施のため必要があるときは、他の市町長に対し職員の派遣を要請する。

また、要請が受け入れられない場合や、派遣について適任者がいないときは、同様に、知事に対しあっせんを求める。

7 市が行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等 (法 17)

① 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町から保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等 (法 21)

市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関が行う保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。